

付 議 第 14 号

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案に係る
意見聴取に関する議案

令和7年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 439 号
令和 7 年 2 月 6 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 7 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
- 4 こうちグローバル人材育成基金条例議案
- 5 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 6 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
- 7 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 8 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 9 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 10 日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 11 令和 7 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 12 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 13 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 14 令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第13条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

令和7年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立香北青少年の家
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市香我美町山北2522番地イ
株式会社香美かほく
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定について

1 施設の概要

施設 の 名 称		香北青少年の家
施設の所在地		香美市香北町吉野 1300
施設 の 概 要		敷地面積 25,136 m ² 【本 館】鉄筋コンクリート2階 (S53 建築) 延床面積 1,002.65 m ² 【別 館】鉄筋コンクリート平屋 (S57 建築) 延床面積 295 m ² 【研修棟】鉄筋平屋 (H6 建築) 延床面積 300.16 m ² ほか 宿泊定員 127 名
利用 者 数	令和3年度	4,664 人 (うち宿泊者 1,343 人)
	令和4年度	5,381 人 (うち宿泊者 1,774 人)
	令和5年度	9,596 人 (うち宿泊者 3,899 人)

2 指定管理者制度を導入した目的（導入時期：H18.4）

民間事業者等が持つ能力やノウハウを活用して利用者サービスを向上していくことで、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できると判断したもの。

3 これまでの指定管理者の状況 ※（ ）は応募団体数

指定期間	香北青少年の家
H18.4.1 から3年間	(株)香北ふるさと公社 (2 団体)
H21.4.1 から3年間	(株)香北ふるさと公社 (1 団体)
H24.4.1 から3年間	(株)香北ふるさと公社 (1 団体)
H27.4.1 から5年間	(株)香北ふるさとみらい (1 団体)
R2.4.1 から5年間	(株)香北ふるさとみらい (1 団体)

※(株)香北ふるさと公社は、H28.11 に(株)香北ふるさとみらいに社名を変更

4 指定管理者制度導入の効果

施設の一元的な管理（使用料の減免の許可を除く。）や、積極的な自主事業の企画・実施等により、施設の設置目的である青少年の健全育成等に効果的かつ効率的に取り組むことができています。

また、外部委員で構成する「青少年教育施設評価委員会」による取組に対する評価や助言等に対して、民間ならではの迅速性と柔軟性をもって対応し、利用者アンケートでも高い評価を得るなど、サービスの向上につながっている。

5 今回の指定議案について

	香北青少年の家
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
指定管理者募集期間	令和6年12月6日～令和6年12月24日（19日間）※再公募 〔当初、令和6年8月27日～令和6年10月25日（60日間）で 公募するも、応募団体がなかったため再公募を行ったもの〕
指定管理者選定審査委員会	令和7年1月9日開催
応募団体数	1 団体
指定しようとする団体	(株)香美かほく
管理代行料	期間内総額：225,822,000 円 内訳 令和7年度：45,278,000円 令和8年度：45,100,000円 令和9年度：45,172,000円 令和10年度：45,100,000円 令和11年度：45,172,000円

高知県立香北青少年の家指定管理者選定審査委員会審査結果について

1 審査結果

496／640点

2 審査委員

委員長 矢野 宏光（高知大学教育学部保健体育分野教授）

委員 島崎 雅彦（高知県小中学校長会事務局長）

委員 西岡 敬三（国立室戸青少年自然の家所長

兼国立淡路青少年交流の家所長）

委員 東森 歩（ファン度レイジング・マーケティング代表）